

金額ぬき

令和 元 年度

一般会計歳出

第 2 款 9 項 3 目 13 節

参議院選挙費

受付
番号

種 目 番 号

連絡先

委託担当

担当者名

三好 秀幸

選管事務局選挙課

電 話

671 - 3335

設 計 書

1 委 託 名 令和元年参議院選挙 啓発幕類掲出企画・運営委託

2 履 行 場 所 横浜市内区役所(18区) 計18か所

3 履行期間 期間 契約決定した日 から 令和元年9月2日 まで
又は期限 期限 まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要 令和元年夏執行予定参議院選挙の投票日周知と投票参加を呼び掛けるため、
啓発看板及び幕類の掲出場所を調査し、幕類を製作・設置するとともに、
掲出期間中のメンテナンスおよび撤去を行う。

8 部分払

する (回以内)

しない

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託代金額

¥

内訳業務価格

¥

消費税及び地方消費税相当額

¥

名称	形状寸法等	<input type="checkbox"/> 確定数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
		<input checked="" type="checkbox"/> 概算数量				
企画・現場調査費		(18)	か所			
資料等作成費		(18)	か所			
制作費(横断幕)	900[mm]×5000[mm](鶴見他)	(6)	枚			
	700[mm]×5000[mm](中)	(1)	枚			
	700[mm]×6000[mm](金沢)	(1)	枚			
	700[mm]×4700[mm](緑)	(1)	枚			
	900[mm]×10000[mm](青葉)	(1)	枚			
制作費(懸垂幕)	12400[mm]×800[mm](神奈川)	(1)	枚			
	6400[mm]×700[mm](南)	(1)	枚			
	7000[mm]×1000[mm](港南)	(1)	枚			
	8000[mm]×900[mm](保土ヶ谷)	(1)	枚			
	7000[mm]×900[mm](磯子)	(1)	枚			
	10000[mm]×1500[mm](栄)	(1)	枚			
	9600[mm]×1400[mm](泉)	(1)	枚			
	8000[mm]×1000[mm](瀬谷)	(1)	枚			
設置・撤去費	仕様書のとおり	(18)	か所			
メンテナンス		(18)	か所			
営業管理費		(1)	式			
小計						
消費税						
合計						

仕 様 書

1 目 的

第 25 回参議院議員通常選挙の投票日の周知と投票参加を呼びかける幕類の掲出にあたり、掲出場所の調査、企画提案等及び幕類の製作・設置・メンテナンス・撤去を行う。

2 業務概要

- (1) 設置現場調査および掲出場所の選定
- (2) 設置計画書（管理者への掲出場所がわかる資料）の作成
- (3) 幕類の製作
- (4) 幕類の設置
- (5) 設置報告書（設置状況写真付）の作成、提出
- (6) 掲出期間中メンテナンス
- (7) 撤去、他団体幕類の再設置および廃棄

3 業務内容

- (1) 設置現場調査及び掲出場所の選定
 - ア 平成 31 年度統一地方選挙（資料 1）および平成 29 年衆議院選挙（資料 2）の掲出状況を参考に現場調査を実施し選定する。
 - イ 選定に際しては、必ず事前に管理者へ掲出可能性の打診を行い、掲出場所、設置・撤去日時等の調整を行うこと。
 - ウ 管理者の意向等により設置場所が変更となる場合がある。その際は、当初予定していた形状の幕類を設置できる場所を検討すること。
- (2) 設置計画書（管理者への掲出場所がわかる資料）の作成

設置する庁舎の名前、取り付ける物（看板・幕の別・サイズ・仕様）、を記入し、設置場所写真（設置予想状態）を明記し 1 部を各々の設置施設管理者に提出すること。また、横浜市選挙管理委員会事務局（以下、市選管）に計画書冊子 1 部及びデータを提出すること。
- (3) 幕類の製作

横断幕・懸垂幕は、契約締結後に代表的な大きさのデータ (Adobe illustrator CS5.1) により提供する（データサイズは「6 その他 (4)」参照）。その他の大きさは適宜調整し製作すること。

(4) 幕類の設置

ア すべての設置は原則として7月4日(木)(公示日)までに完了すること。

※ 基本的には7月4日(木)(公示日)に設置するものとし、管理者の意向等により設置場所を変更するなどして7月4日(木)(公示日)の設置が難しくなった場合には、7月8日(月)までに完了すること。(なお、上記の日付は予定のため、詳細は「5 日程(予定) およびその留意点を参照」)

イ 強風に直接あおられる事が予想される場所は、風抜きを入れるなどの対策を講じること。

ウ 設置の際、取り付けた紐等が擦れることにより、柱等に設置する際は紐と柱の間にクッション材を挟む等、傷がつかないようにに対応すること。

エ 歩行者等の手が届く場所に掲出する場合は、特に、複数箇所をロープなどでしっかり固定すること。

オ 他の車両や通行人の妨げにならないよう安全に十分配慮して作業を行うこと。

カ 他団体等の幕類等を期間中撤去・移設して選管の幕類等を設置する場合は、撤去した他団体の幕類等を期間中保管し、市選管の幕類等を撤去する際に元のとおりに設置しなおすこと。

(5) 設置報告書(設置状況写真付)の作成、提出。

各設置場所について、設置状況がわかるよう写真撮影したものをとりまとめ、冊子およびデータとして作成し、市選管へそれぞれ提出すること。

(6) 掲出期間中メンテナンス

ア 設置後の不都合による移設、幕類の破損についての予備作成等の対応を含む。

イ 幕類が破損し、修復不能の場合は、同サイズの幕類を作製し、再設置すること。

ウ 土・日・祝日に関わらず即対応できる体制を取っておくこと。また、連絡先等を市選管へ提出すること。

エ 掲出期間中週1回及び台風や強風等の荒天の日があった場合はその翌日までに全設置箇所の巡回、点検、メンテナンスを実施すること。

(7) 撤去、他団体幕類の再設置および廃棄

ア 撤去は投票日当日の20時以降から翌日にかけて行うこと。あらかじめ掲出場所の担当者
と日程を調整し、スケジュールを市選管に提出すること。

イ 他団体等の幕類等を撤去等して選管の幕類を設置していた場合には、撤去等した他団体の幕類を元の通りに設置しなおすこと。

ウ 他の車両や通行人の妨げにならないよう安全に十分配慮して作業を行うこと。

エ 全設置箇所の撤去が終了した旨、市選管に報告すること。

オ 撤去した幕類は廃棄すること。

上記業務はすべての設置箇所単位で対応していただきます。したがって、管理者の意向等により設置場所を変更が生じた場合にも、同一箇所内での移動の場合は新規扱いとはなりません。

4 掲出場所 数量(概数)

18区役所で幕類を掲出する。

横断幕 10枚

懸垂幕 8枚

※ 掲出場所詳細は別紙一覧を参照

5 日程（予定）

掲出開始日は公示日を基本とします。

以下は、通常国会の会期終了日である6月26日（水）に投票日が確定し、現在想定されている7月21日（日）が投票日となった場合のスケジュールです。

契約決定後	版下渡し
	設置計画書提出（市選管あて）
6月26日（水）まで	各施設管理者へ連絡調整
7月4日（木）まで	幕類設置
～7月16日（火）まで	撤去スケジュール表提出（市選管あて）
7月4日（木）～7月21日（日）	メンテナンス
7月21日（日）投開票日	午後8時以降～7月22日（月）撤去、選管あて撤去連絡
7月29日（月）	設置結果報告書提出（市選管あて）

※ 管理者の意向等により設置場所を変更する必要がある場合には、上記スケジュールに関係なく、該当箇所の設置計画書の提出、設置を行ってもらうことがあります。

<留意点>

国会の会期延長等により投票日が現在想定されている日（7月21日（日））より後にずれこんだ場合や投票日の確定が遅れた場合には、投票日が一週間繰り下がるごとに版下支給日等のスケジュールも繰り下がります。（遅くとも、8月25日（日）までには投開票が行われる見込みです。その場合の、設置結果報告書提出は9月2日（月）です。）

投票日が確定次第直ちにご連絡しますので、作業に取りかかれるよう準備を進めてください。

6 市選管への提出書類

- (1) 設置計画書（速やかに）
- (2) 撤去スケジュール表提出（7月16日（火）まで）（予定）
- (3) 設置結果報告書（現地写真含む）（7月29日（月）まで）（予定）

※ (1) と (3) は、冊子にしたもの1部及びデータにて提出すること。

7 その他

- (1) 業務の一部を再委託する場合、あらかじめ市選管に書面により通知すること。
- (2) 製作物はフルカラー。
- (3) 幕は布製（ターポリンも可）。
- (4) 設置方法は、幕はひもを巻き付けることにより取り付けを行うこと。
- (5) 予備分は契約期間中については決定業者にて保管し、終了後に市選管へ納品すること。
- (6) 提供データサイズ

No	規格	縦[mm]	横[mm]	備考
1	横断幕	900	5,000	フルカラー
2	懸垂幕	12,400	800	フルカラー

- (7) その他仕様書に記載のない事項について疑義の生じた場合は、必ず市選管に確認を行うこと。
- (8) この契約の調査・設置・メンテナンス・撤去数は概算です。

行政庁舎関係

No	庁舎名	区名	形状	規格(縦)	規格(横)	数量	備考
1	区庁舎等	鶴見	横断幕	900	5000	1	H31統一と同一
2		神奈川	懸垂幕	12400	800	1	H29衆と同一
3		西	横断幕	900	5000	1	H31統一と同一
4		中	横断幕	700	5000	1	H31統一と同一
5		南	懸垂幕	6400	700	1	H31統一と同一
6		港南	懸垂幕	7000	1000	1	H31統一と同一
7		保土ヶ谷	懸垂幕	8000	900	1	H31統一と同一
8		旭	横断幕	900	5000	1	H31統一と同一
9		磯子	懸垂幕	7000	900	1	H31統一と同一
10		金沢	横断幕	700	6000	1	場所新規(資料3参照)
11		港北	横断幕	900	5000	1	H31統一と同一
12		緑	横断幕	700	4700	1	H31統一と同一
13		青葉	横断幕	900	10000	1	H29衆と同一
14		都筑	横断幕	900	5000	1	H31統一と同一
15		戸塚	横断幕	900	5000	1	H31統一と同一
16		栄	懸垂幕	10000	1500	1	H31統一と同一
17		泉	懸垂幕	9600	1400	1	H31統一と同一
18		瀬谷	懸垂幕	8000	1000	1	H31統一と同一
合計						18	

※必要書類は特になし。

※ハトメは上下左右4カ所ずつ。

※泉区の懸垂幕は縦1600mmおき、横470mmおきにハトメ。

■区庁舎

001*鶴見区役所



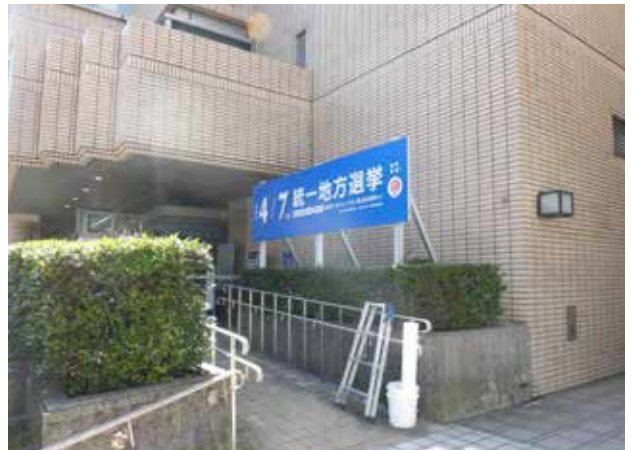
002*神奈川区役所



003*神奈川区役所（反町公園側）



004*神奈川区役所（二ツ谷側）



005*西区役所



006*中区役所



■区庁舎

007*南区役所



008*港南区役所



009*保土ヶ谷区役所



010*旭区役所



011*磯子区役所



012*金沢区役所



■区庁舎

013*港北区役所



014*緑区役所



015*青葉区役所1



016*青葉区役所2



017*青葉区役所3



018*都筑区役所



■区庁舎

019*戸塚区役所



020*栄区役所



021*泉区役所



022*瀬谷区役所



023*神奈川図書館



■ 北部

鶴見区役所



神奈川区役所



西区役所



保土ヶ谷区役所



旭区役所



港北区役所



■ 北部

緑区役所



青葉区役所



都筑区役所



瀬谷区役所



■ 南部

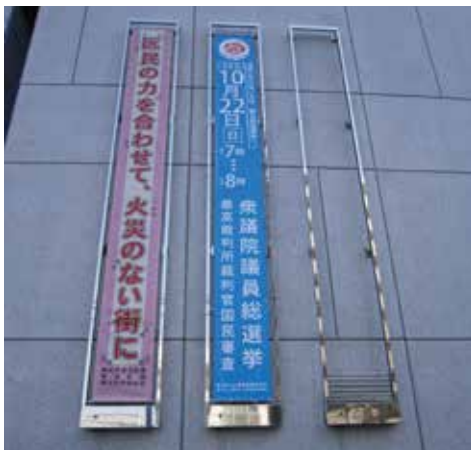
関内駅南側



中区役所



南区役所



港南区役所



磯子区役所



金沢区役所



■ 南部

戸塚区役所



栄区役所



泉区役所



金沢区役所の正面玄関、自転車置き場のフェンスが設置予定場所です。



